

1. 件名:「日立造船(株) 特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【5】」

2. 日時: 令和4年1月20日 13時30分~14時45分、15時35分~16時20分

3. 場所: 原子力規制庁 9階C会議室

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

止野安全管理調査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、高橋管理官補佐※、田澤審査チーム員

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官

日立造船株式会社

機械・インフラ事業本部 原子力機器事業推進室 主席技師 他4名及び担当者2名※

5. 要旨

(1) 日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

○本申請の特定兼用キャスクの構造について、許認可実績を整理し、その違いを踏まえて説明すること。

○除熱機能及び臨界防止機能について、バスケットの構造上の特徴を踏まえて、基準適合性を説明すること。

○前回(令和3年11月11日)審査会合の指摘事項に対する回答は、指摘事項毎に回答内容が明確になるように資料作成すること。

(3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、日立造船から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和3年10月6日 第36回原子力規制委員会 配付資料1)を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料:

資料1-1 設置許可基準規則への適合性について(第十六条関連)

資料1-2 補足説明資料 16条燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

資料1-3 補足説明資料 臨界防止機能に関する説明資料

資料1-4 補足説明資料 除熱機能に関する説明資料

以上